

平成30年度第2回佐倉市公民館運営審議会会議要録

日時：平成30年10月26日（金）午後1時30分～午後3時15分

会場：佐倉市立中央公民館

出席者：篠木賢正委員、三村宏治委員、鷹野千恵子委員、松崎裕美子委員、
村上勲副委員長、藤崎言行委員、浅井俊彦委員、林義之委員、慶田康郎委員長、
日向和夫委員、佐藤光雄委員、鵜崎金次委員、片山喜久子委員（13人）

事務局：中央公民館長・猪股佳二 和田公民館長・山口正則
弥富公民館長・塚本貞仁 根郷公民館長・櫻井理恵
志津公民館長・高山幸代 臼井公民館長・曾山澄雄
社会教育課・高橋慎一課長 臼井公民館・宮野雅樹主査補
中央公民館・室岡秀樹主査、泉慎一主任主事

【目次】

- 1 開 会
 - 2 委嘱状交付
 - 3 委員長あいさつ
 - 4 議 事
 - (1) 平成30年度公民館事業中間報告について
 - (2) 佐倉市立公民館の貸与基準について
 - 5 その他
 - ・第70回千葉県公民館研究大会について
 - 6 閉 会
-

4 議 事

- (1) 平成30年度公民館事業中間報告について

猪股館長：

それでは、これより本日の議事に入らせていただきます。

佐倉市立公民館の設置及び管理に関する条例第12条第2項で、委員長は会議を総理すると定めておりますので、慶田委員長にこの後の議事の進行をお願いいたします。

慶田委員長、よろしくお願いいたします。

委員長：

それでは、議事に入ります。

本日、石川委員と安保委員が所用のため欠席と伺っております。

今回の会議録署名人につきましては、名簿順で、松崎委員、鷹野委員にお願いしたいと思っております。

次に、議事の（1）として、平成30年度公民館事業中間報告について、各館長から説明を求めます。質問は、全館の説明が終了した後とさせていただきますので、よろしくお

願います。

それでは、中央公民館から説明をお願いします。

猪股館長：

中央公民館長の猪股でございます。よろしく願いいたします。

私ども中央公民館では佐倉市民カレッジを主な事業として実施しております。佐倉市民カレッジにつきましては、教育委員会の教育ビジョン・主要施策に位置付けております。

資料の3ページをお開きください。成人教育の中に「佐倉市民カレッジ」がございます。4年間の授業を皆さんに受講していただいております。1・2年生では「出会い課程」が週1回ございます。3・4年生になりますと「専攻コース」がございます。福祉・歴史・情報・元気コースの4コースがございます。こちらは必ずしも週1回ではなく、およそ月に2・3回ペースで授業を行っております。各学年の人数でございますが、1年生在籍79人、2年生が90人、3年生が93人、4年生が90人でございます。定員は100人で募集しているところがございますが、今年度は定員割れが生じております。79人という状況でした。定員に満たない原因でございますが、65歳の定年への延長、また、再就職・再雇用、あるいは、嘱託で働く、アルバイトをするとか、老々介護。特に60代の女性には、孫の面倒をみるなどで、忙しいという方がいらっしゃいます。こうした理由で2年連続で定員割れを起こしております。

私ども中央公民館は、この佐倉市民カレッジに多くのマンパワーを割いているところです。

若い世代向けの事業につきましては、こちらの1ページを見ていただきたいですが、家庭教育事業・青少年教育事業というものがございます。特に子ども向け・小中学生向けの事業は夏休みに集中して行っております。「子どもの居場所づくり」では、公民館を利用している団体が、ボランティアで講師をしております。同じ子ども向けの講座としては、夏休みに行く「佐倉市・女子美術大学連携協働事業」により、女子美術大学の学生さんに講師になっていただいております。学生さんにとっても、自分の学んだことをさらに磨いてもらう意味もございまして、参加するお子さんたちも、美術のことを学びながら何かを作り上げていく体験ができる講座でございます。

他にも色々主催事業がございます。資料をご覧くださいと思います。

以上でございます。

山口館長：

続きまして和田公民館でございます。今年度事業の要点及び経過についてご説明させていただきます。資料5ページをお開き下さい。

はじめに、家庭教育の子育て教室につきましては、今年度も弥富公民館と連携した事業展開をしております。7月17日の子育て教室では、弥富公民館を会場に、魚釣り遊びやミニプールを使っての水遊びなど、地域間の交流を図りました。

「楽しく家庭教育講座」では、7月4日に和田幼稚園、小学校の保護者9名の参加により、地元陶芸家の指導の下、陶芸体験を行いました。なお、当日は託児所を設けて、この講座を実施いたしました。

次に青少年教育の「剣道教室」につきましては、定例となっている土曜日の稽古の他に夏休み合宿として、7月21日から22日にかけて、草笛の丘で合宿を行い、長時間の練習に励みました。

「夏休みおもしろ体験教室」につきましては、午前・昼・午後と分けて「走り方教室」「調理実習」「絞り染めTシャツづくり」を実施いたしました。特に「絞り染め」では野菜の皮

で煮出しするなど、身近なものに新しい発見があることを学ぶ良い機会となりました。

佐倉っ子塾料理教室につきましては、地元の青少年育成住民会議と連携して実施しているもので、地域の食材を活用した料理づくりを子供たちに体験していただく機会として継続して開催しています。

子ども映画会は、児童の情操向上のため芸術等に係る様々な機会を提供する事業で、8月14日にはお話し会を行いました。

「佐倉っ子塾伝統文化体験教室」につきましては、育成団体や公民館事業講座生を講師として開催するもので、これまでに7月にはたおり体験、8月に編み物体験を実施しております。

「佐倉学講座 和田の地域学」は、受講生を募集し、年間を通じて地域の歴史、文化、民俗等を学ぶ講座であり、今年度は23名の受講者がいました。

6月に地域の野草を観察する「初夏の地域散策」、7月に地元農業指導家による「和田の農業」に係る講座を蛍鑑賞に合わせて行いました。

8月は「和田の中世」歴史講座を専門家の講義により実施し、9月は和田公民館利用サークルの指導により「そば打ち体験」を実施しております。

手芸教室は今年も10名でスタートし、11月に開催されます文化展に向けて作品の制作に取り組んでおります。

今年度より始めました「和田工芸講座」は7、8、9月と地元陶芸家指導による「陶芸講座」を実施し、作品は11月の和田公民館文化展に展示する予定です。

団体育成事業につきましては、「はたおり保存会」、「和田小学校PTA」「民俗資料収集委員会」、「和田地区青少年育成住民会議」等の各団体に対する協力・支援を行っております。今後の大きな催しといたしましては、11月18日に地域のお祭りである和田ふるさと祭りが開催される予定ですが、これに併せて和田公民館では利用者の作品展であります文化展を11月17、18日の2日間、開催いたします。

次に広報展示活動につきましては、和田公民館だよりを4月、9月、10月に発行いたしました。今年度中に後2回程発行する予定でおります。

和田ふるさと館にある歴史民俗資料室につきましては、例年通り市内小学校の団体見学を受け入れ、和田小学校PTA関連団体による説明や、はたおり保存会による機織りの実演を行い、きめ細かな対応を行っております。

最後に公民館図書室の図書貸し出しにつきましては、利用率の向上を図るために、リクエスト図書の提供や学童保育所インストラクターの意見を取り入れた図書の入れ替え等を実施する予定でおります。

以上、和田公民館事業の中間報告についてご説明させていただきました。

塚本館長：

弥富公民館でございます。資料7ページから8ページをご覧くださいと思います。今年度特に力を入れました事業としましては青少年事業の剣道教室です。剣道教室では年間を通して剣道の練習を行っております。この教室では剣道の稽古を通して、心身の鍛錬と青少年の健全育成・異年齢間の交流だけでなく、千葉県の無形文化財に指定されている「立身流」を学んで練習をしております。例年1月に市民体育館で行われる演武大会に向けての練習を重ね、それに参加する予定でおります。

また、今年も、八街市戦没者追悼奉納剣道大会に参加しまして、小学生の団体の部で2年連続優勝という成果を上げております。

つぎに、「佐倉っ子塾、なんでも体験弥富塾」は、弥富小学校が少人数の小学校ですので全校生徒が51名、そのうち41名が参加する人気の講座となっております。地域内に子

ども会が少ない状況の中で子ども会に代わるものとして位置付け、これまで郷土の生活習慣・自然体験の講座を行っております。講師には地域の方々をお願いし、地域の方々の学びの場も目指して実施しているものでございます。

つぎに成人教育の健康づくり講座では、ヨガ講座を行っております。この講座は、新たな公民館利用者を集めることを目的として今年度は夜間の講座として実施しております。16名の参加者が集まっていただきましたので、通常は昼間に行っていた講座が多いところではございますが、新しい試みとしての手ごたえを感じているところでございます。

つぎに長明寿大学の歴史講座ですが、これは地域に残していきたい歴史、あるいは民俗について学ぶということで、今年から実施しています。今年は歴史講座として行っておりますが、今後は残すものを定着することに向けても内容の充実・講師人の充実をはかってまいります。

つぎに団体育成ですが、弥富地区は人口の減少が目立っておりますので、まちづくり協議会やふるさと弥富を愛する会と、弥富地区社会福祉協議会、などの諸団体が開催する事業に年間を通して支援活動を行っております。一例としては敬老会への協力、公民館の備品・会議室の貸与、展示の協力などを展示の協力などを行っております。また、小学校への支援も行っており、今年は熱中症対策として施設の提供をして、子どもたちの学習の場についても、協力をしているところです。

また、図書館の貸し出しですが、自力で図書館に行くのが難しい子どもたちのために図書館から「リサイクル図書」の提供協力を得まして、現在800冊から900冊の蔵書を整備して、館内の貸し出し等を行っているところです。

弥富公民館の事業報告については、以上です。

櫻井館長：

平成30年度 根郷公民館事業の内、これまでに着手した、新規事業を中心に中間報告をさせていただきます。資料の9ページをお願いいたします。

まず、家庭教育事業でございます。

上から2つ目の「親子体験教室」につきましては、根郷地区にあります「佐倉きのご園」と「佐倉ハーブ園」のご協力をいただき、「きのこの胞子紋づくり」と「寄せ植え体験」を行いました。初めてきのご園やハーブ園を訪れた参加者も多く、親子で楽しみながら地元の施設を見学したり、体験活動を行ったりしました。

次に、青少年教育でございます。

まず、今年度初めての事業として「防災キャンプ」を、根郷地区の小学生を対象に、7月15日から1泊2日で実施しました。根郷地区青少年育成住民会議に全面的にご協力いただいたほか、高校生や、南部中、根郷中の生徒にも学生ボランティアとして参加していただき、異年齢の子どもたちが防災にかかわる知識と、力を合わせて生きる力を学びました。

また、この事業は、成人教育の「防災講座」としても位置付けており、住民会議の構成団体の皆さんにも、災害時の食事づくりや起震車体験などにご参加いただきました。

本日は皆様にお配りした、「根郷公民館だより」に、防災キャンプ事業報告を掲載しておりますので、後ほどご覧いただくと幸いです。

次に10ページをご覧ください。成人教育でございます。まず、「根郷寿大学」は、60歳以上の方を対象に、生きがいを持って健康で充実した生活を送れるよう、佐倉の歴史や健康づくり、社会見学など、様々な講座を通じて交流を図っている、今年48年目となる講座です。

講座の講師を受講者をお願いし、それぞれの得意な分野について、受講者同士で学びあ

う講座を取り入れておりました、今年度は、この学び合いの講座を1回から2回に増やし、「ボランティア」と「地域福祉」について学びました。

10ページ下から2つ目の「園芸教室」は、佐倉ハーブ園にご協力をいただき、園内の散策と、季節に合わせた「寄せ植え体験」や「ブルーベリー摘み」を組み合わせて行いました。成人事業ではありますが、夏のハーブ園散策には、家族での参加も見られ、熱心に講師の話を書き留める小学生や、保護者とブルーベリー摘みを楽しむ幼児の姿も見られました。成人の参加者の満足度も高い事業となっております。

11ページをお願いいたします。「佐倉学入門講座」では、8月に千葉県文書館の出前講座を利用し、「大名行列に見る佐倉藩堀田家」について講演会を行いました。定員を上回る申し込みがあり、郷土に関する講座への関心の高さが窺えました。

また、10月からは、明治150年記念事業として、明治以降の佐倉市を学ぶ講座を実施しております。今月19日に第1回目として、講演会「千葉県の近代～根郷村という地域から考える～」を行いました。お手元の資料には、年内日付の決まっている3回目までを記載しておりますが、全部で5回の講演会とバス見学1回を予定しております。

以上、主に新規事業について中間報告をさせていただきました。

なお、事業報告ではありませんが、根郷公民館では10月から11月半ばまで、空調改修工事を行っております。工事の期間中は、空調が使えない、若干工事音が出る、駐車場の一部が使えない等のご不便をおかけしておりますが、これまでの度々の故障が解消され、より快適にご利用いただけるようになりますので、ご協力をいただいているところでございます。

根郷公民館からは以上です。

高山館長：

志津公民館長の高山でございます。

平成30年度の志津公民館事業の中間報告について説明させていただきます。

資料13ページをお願いします。他の公民館と同様に、家庭教育、青少年教育、成人教育、団体育成、広報活動のジャンルで区分し事業を展開しております。

なお、今年度の事業については、計画どおり順調に実施をいたしております。

家庭教育といたしましては、2歳児と母親を対象といたしまして、「おかあさんと遊ぼう」を年10回計画し、6回実施しております。身近な物を使って親子で作って遊び、体験する講座です。

また、子どもと保護者を対象とした、「笑顔で子育て応援講座」は7月から3月で2回を実施する予定でございます。1回目は、7月22日に紙粘土で貯金箱を作りました。親子で、かわいい貯金箱が作れて、満足した様子でした。

青少年教育といたしましては、「佐倉っ子塾 志津子ども教室」として小学生を対象に、佐倉の地域素材をおりませた体験学習講座を4回から6回実施します。

地域の人から学ぶことにより、「つくる楽しさ」「わかる喜び」「できる自信」を育むことを目指しまして、「子どもクッキング教室」「子ども手作り工房」「子ども自然教室」「サイエンスラボ」の4つの事業を各2回から3回実施いたしました。

アンケートではまたやりたい、楽しかったとの意見をいただいております。

続きまして、中学生と高校生を対象として、「ちょこボラ（公民館でちょこっとボランティア）」では、通学合宿に32名の佐倉西高校の生徒が参加してくれました。また、夏休みの期間を利用して小学校の生徒に寄り添い学習を行う佐倉市教育委員会主催の「学力向上プロジェクト 好学チャレンジ」に佐倉西高校、佐倉東高校の生徒がボランティアとして参加し、児童への理解が得られるような指導方法に試行錯誤しながら取り組んでいました。

公民館祭には、志津中の生徒がきて、手伝ってくれました。

次に14ページをお願いします。

成人教育といたしましては、「しづ市民大学」「佐倉学」「コミュニティ事業」となります。

しづ市民大学は4つの専科コース、「しづ学入門」、「地域健康学」、「くらしの情報学」、「おやじの食事学」で実施し、9月末までに各コース8回～10回が終了しております。今年度は7月に中間アンケートをとりましたが、学ぶことができ有意義だ、仲間が出来て楽しいなどの意見が出ております。受講生の皆様は、学習意欲があり、熱心に取り組んでいます。

今後は引き続き各コースでの学習や、閉講式での発表に向けての準備が行われてまいります。

また、公開講演会として、8月25日に佐倉学リレー講座として「成徳書院について」を実施しました。今後、しづ市民大学の学習からも4講座の公開講座を行ってまいります。

次は団体育成についてでございます。

志津公民館祭につきましては、本年度で第45回を迎え、10月19日(金)から21日(日)の3日間、志津市民プラザと西志津ふれあいセンターを会場として実施いたしました。志津公民館で活動をしているサークルが実行委員会を組織し、有意義な学習成果の発表の場となり、さらに来館した地域住民との交流を図るよい機会となっております。今年度も多くの団体が参加し学習成果の発表・展示を行いました。志津公民館としても今までの志津公民館祭の写真や主催事業の展示を行いました。昨年は3日間雨でしたが、今年度は2日間は天候に恵まれましたので、5千人を超える来場者がありました。21日には、カフェの一日店長として佐倉おもてなしキャラクターのカムロちゃんも来て、子どもたちが喜んで一緒に写真をとっていました。今回、来場者の方にアンケートをとりましたが、親子で楽しめた、発表が楽しそうであった、公民館っていろいろな事を行っているんですね等概ね好意的な内容でした。

最後に、広報活動でございますが、今年度、公民館だより4月15日号、10月1日号の2回を発行したところでございます。公民館だよりを通じて、志津公民館事業の案内・情報などを提供することで、公民館への理解と認識を深めていただいております。また、各事業の参加募集も公民館だより・ホームページでおこなっているところでございます。

以上でございます。

曾山館長：

白井公民館館長の曾山でございます。

白井公民館の平成30年度の主な事業について、中間報告をさせていただきます。

資料に基づいてご説明をさせていただきます。

17ページをお願いいたします。

はじめに家庭教育でございます。白井公民館図書室司書による「すばなし」と、絵本の読み聞かせの「おはなし会」を、毎月1回計6回実施しまして、延べ94人の参加をいただきました。とくに、夏休中の8月22日には、45人という多くの方の参加をいただきました。

続きまして、青少年教育でございます。

水辺観察会「夏休み子供水辺探検ツアー」は、生活環境課との共催で7月25日に小学校4年生から6年生18人のご参加をいただき実施いたしました。ふるさと広場から観光船に乗り、印旛沼の水辺の植物の観察や、水の透明度を実際に観察したほか、網で魚をすくい観察箱に入れて観察するなど、印旛沼の環境について学びました。午後は、畔田谷津に移動し、小川の魚の観察を行いました。夏休み中の子供たちは、担当者の説明に熱心

に耳を傾けていました。

次に、星空観察教室でございますが、草ぶえの丘との共催事業として、8月22日に草ぶえの丘で実施いたしました。定員を15人としておりましたがたいへん好評で、倍を超えるご応募をいただき、対応が可能ということで31人にご参加をいただきました。

昨年度、この事業は2回予定しておりましたが、いずれも天候に恵まれず、1回は曇り空のため室内学習となり、もう1回は中止となってしまいましたが、この日は、屋外の観察に適した好天となり、子どもたちは、望遠鏡を通して、さそり座、わし座、はくちょう座などの見つけ方を学ぶことができました。

その下、つくってあそぼう「スカイスクルー」でございます。こちらも夏休み期間中の8月3日に実施し、定員を上回る19人のご参加をいただきました。この事業では、割りばしとゴム、プロペラを使ってヘリコプターを製作し、完成後は、お隣の御伊勢公園で実際に飛ばして、子どもたちはみんな楽しんでおりました。

次に、つまみ細工のアプローチ作りでございます。日本の伝統工芸であるつまみ細工を取り入れた初めての事業でございましたが、夏休み最後の土曜日の8月25日に実施したこともあり、お出かけされる方が多かった残念ながら参加者は8人で行いました。

次に、成人教育でございます。佐倉学につきましては、例年、年度後半で実施しております、記載にある3事業を予定しております。

続きまして、コミュニティ事業でございます。コミュニティカレッジさくらにつきましては、平成25年度に開校した2年制の市民大学で、地域で課題となっている少子高齢化、防災防犯、子育て支援などについて学び、卒業後は将来的に地域活動のリーダーとして各分野で活躍していただくことを目的としております。

各学年、年間20日程度の学習を受けていただいております。

次のさくら学び塾「相手の心に寄り添う傾聴」は、市民講師を公募したなかで実施する事業でございます。11月24日から2月2日までの5回でコミュニケーション向上に役立つ傾聴に関する講座を実施する予定でございます。

18ページをお願いいたします。

団体育成等でございます。臼井地区の子ども会6団体が加盟している臼井地区子ども会育成会連絡協議会の事業として、8月18日の臼井ふるさとにぎわい祭りに参加し、くじ引きのお店を出店いたしました。

その下でございます。広報・展示活動、図書事業につきましては、記載のとおりでございます。

臼井公民館の中間報告のご説明は以上でございます。

委員長：

ただいま、各6館の事業についての中間報告がありました。これについて、何かご質問がありましたらお願い致します。

副委員長：

弥富公民館のリサイクル図書についてですが、リクエストのことではないのですか。

弥富公民館長：

図書館のシステムとは連動しておりませんが、図書館の図書はある程度の年数がたつと除籍してリサイクル図書として一般の方に提供しております。そうした図書の中から使え

るものを公民館に分けてもらい、個人で蔵書といった形で再利用させていただいております。

副委員長：

リサイクル図書を地域の方にあげるというのではなくて、館の財産に入れるということですね。市の財産を図書館から公民館が借りているものが他にある訳ですよ。それとは扱いが違うのでしょうか。

弥富館長：

これは図書館の事情だと思いますが、図書館では使わなくなった図書の使い方を捨てるということではなくて広く一般の方に提供することを事業として行っております。その一環で私たちは貰い受けているということになります。図書館の財産をお借りしていることではなくて、一回その財産から外してしまったものを使わせてもらうことで、その図書にはリサイクルシールというのが貼られているのをもらい受けております。図書館は市の財産ではもったいないので、広く市民の方に提供するために使っているということになります。

副委員長：

言葉としては分かりました。

委員長：

呼び方の問題ですね。志津図書館でも定期的のリサイクルのようなことをしておりますが、入り口に箱を置いて、「ご自由にお持ちください」というのが結構あるんですね。そのようなものをもらい受けたことはありましたが。それ以外にも各公民館さんに寄付されるということもあるんですね。初めて聞きました。ありがとうございました。

委員長：

その他に質問はございますか。

委員：

中央公民館の方と志津公民館の方に、グループ懇談会と抽選会について伺いたいのですが、3ページ目の中央公民館の資料に「利用グループ懇談会」というのがございます。ここでは色々な意見が出たかと思えます。そういったこともご説明いただくと大変ありがたいです。また、志津公民館さんには「抽選会」についてご説明いただけますか。

猪股館長：

中央公民館利用グループ懇談会は毎年行っているものでして、私ども中央公民館は利用されている団体と稼働している部屋数とのバランスがとれているということで、抽選会を行っておりません。「定期利用団体」に月あたり2回は各時間を確保しますという制度をとっております。そうした定期利用団体さんが集まって、「今年度は、各団体・何曜日の何時から何時までをご希望されますか」ということを皆様を含めまして、お話し合いで決めさせていただきます。

公民館側からは利用者へ公民館の使い方、注意事項やお知らせ、そういったものも行っております。また利用者の方から公民館の利用についてのご意見についても、その際にいただいております。以上でございます。

高山館長：

志津公民館では利用サークルが多いということで、2か月前の月の初日に抽選会を行っております。そこでとれるのは2コマまでです。翌日からは3コマ目以降がとれるということで、約180の団体が来て午前中に抽選会を行っております。

委員：

ありがとうございました。

委員長：

その他にもご質問や聞き漏らしたことで結構です。遠慮なくおっしゃってください。

委員：

報告書を見て、また各公民館から報告をいただいて、各公民館が一生懸命に事業をされていることは分かりました。できればワンペーパーで6館1つのページで全体の概要みたいのを書いていただいて、全体としてどうだったかをご報告いただき、その上でいくつかの事業の説明をいただければと思います。最初に全体が見える資料があればもっといいかなと感じまして、ご検討いただければと思います。

猪股館長：

中間報告の概要を1枚にまとめ、その後に表をつけるということでもよろしいでしょうか。可能かと思しますので次回から検討させたいと思います。

委員長：

質問がなければ、「平成30年公民館事業中間報告」につきましては、以上です。

続いて、議事の(2)「佐倉市立公民館の貸与基準について」、事務局から説明をお願いします。

(2) 佐倉市立公民館の貸与基準について

猪股館長：

お手元の資料「佐倉市立公民館の貸与基準」をご覧ください。

資料の1ページと2ページが、現在佐倉市の公民館で運用されている「公民館の貸与基準」になります。

今回この貸与基準を議題といたしましたのは、7月からの公民館有料化によって文言の修正が必要になりました。また現在の貸与基準は、平成8年度に公民館運営審議会にかけて発効した後、改正を行っておりませんでしたので、この機会に見直しの必要があれば行おうということで、提案させていただきました。

この「佐倉市立公民館の貸与基準」は、3ページの「社会教育法」と、4・5ページの「佐倉市立公民館の設置及び管理に関する条例」に基づいて、公民館の使用に関する具体的な基準を定めたものになります。

それでは具体的な貸与基準に入る前に、資料の3ページ「社会教育法」の関連する条文について、ご説明をさせていただきます。

まず第20条、公民館の「目的」です。

公民館は、教育・学術・文化に関する事業を行い、それにより住民の教養の向上などに寄与することを目的としております。

次に第22条「公民館の事業」です。第20条の目的達成のため、おおむね左の事業を行うとております。その6番目に「その施設を住民の集会、その他の公共の利用に供すること」と規定されて、これにより公民館で施設の貸与が行われております。

次の第23条では、公民館が行ってはいけないことが規定されております。

第1項で、もっぱら営利を目的とした事業、特定の政党の利害に関する事業、選挙に関する特定候補者の支持、第2項で、特定の宗教の支持、特定の教派等の支持を行ってはないとしております。

この23条を理由に「営利企業」「政党」「宗教団体」の使用を禁止している自治体もありますが、23条の条文には「もっぱら」や「特定の」という文言がついておりますので、営利企業、政党、宗教団体の施設使用を一切認めないものではないということが一般的解釈です。

次に資料の4、5ページ「佐倉市立公民館の設置及び貸館に関する条例」をご覧ください。

第1項「使用者は別表第3に定める使用料を納入しなければならない」、第2項「前項の規定にかかわらず、法第22条に規定する公民館事業以外の使用にかかわる使用者は、別表4に定める使用料を納入しなければならない」とあります。

次の5ページに別表3と別表4がありますが、社会教育法第22条に該当しない使用は、別表4の通常料金の10割増し（2倍）の料金を支払うこととなります。

本日の議題であります「佐倉市立公民館の貸与基準」は、主に、その使用が、ただ今説明した社会教育法23条の制限に触れないか、条例第8条の「別表3」か「別表4」のどちらの料金を適用するかを判断するための基準となります。

それでは、1ページにお戻りいただいて、現行の「佐倉市立公民館の貸与基準」について、ご説明をさせていただきます。

なお、この貸与基準は公民館の有料化前に作られたものになります。

そのため現在では、条文で「提供する」となっているものは「通常使用料で提供する」こと、「有料で提供する」となっているものは、「通常使用料の10割増し（2倍）で提供する」こととなりますので、そのように読み替えて、ご覧いただきたいと思っております。

基準の前文でございます。上から7行目になります。

「市民の生涯学習活動の援助のため、社会教育法第23条の制限条項の解釈運用は、可能な限り広義解釈する。」とあります。佐倉市では社会教育法23条を広くとらえ、政治、営利、宗教団体であっても、可能な限り貸与することを基本方針としております。

次に《政治・政党》の関連でございます。

政党の集会、議会の報告会は通常料金、後援会などの使用は、私的な活動であり2倍の料金としております。

次に《宗教関連》ですが、「宗教活動のための使用については提供できない」としております。宗教行事、布教勧誘などの宗教活動でなければ、宗教団体の使用や宗教に関する学習も使用を認めております。

次に《労働組合関連》です。

労働組合も、学習や集会であれば、他の団体と同様の使用を認めております。

次に《会社・商店等関連》ですが、会社等であっても、販売行為は認めませんが、社員研修や健康診断などの福利厚生の使用であれば、2倍の料金での使用を認めております。

また、同業者の連絡協議会が行う集会については通常使用料での提供を認めております。

次に《塾・教室等関連》ですが、「学習活動が月謝を徴収して、塾的な運営が行われている場合には提供できない。文化教室等の成果発表および交流会等臨時的な催しについては有料で提供できる」としております。

次に《販売等関連》ですが、「館内での営利を目的とする物品販売は禁止する」としております。

最後に《行政関係関連》ですが、「行政機関関係の使用については、公民館事業に支障のない限り年間予約を受けることができる」としております。

現行の貸与基準の説明は以上になります。

本日は委員の皆様から、現行の貸与基準についてご意見、ご質問を伺い、それを踏まえ今回の審議会で新しい貸与基準の（案）をご提案させていただきたいと思っております。

それでは、ご審議のほど、よろしくお願いたします。

委員長：

ただ今公民館貸与基準について説明がありました。これについてご質問等があればお願いいたします。

委員：

3ページの社会教育法第23条に「営利活動について」とあります。志津公民館で話し方教室をしておりますが、約30サークルの月会費を平均しましたところ、サークルごとにばらつきがあります。営利を目的としているということに関連しまして、他の人の意見もお聞きしたいのですが。

委員長：

色々なサークルがありますが、そのサークル毎に会費が徴収されていると思います。それはサークルさん自身の考えであって、その中の印刷代ですとか講師に支払うお金などが色々含まれていて、そのような会費を集めていらっしゃるんじゃないかと思いますが。それについて我々が高いとか低いとか言えるかどうかということですね。サークルさんの考えでやってらっしゃることだと思いますので。そのようにわたしは思いますが、サークルさんによっていろんな事情がおりかと思っております。サークルの中でお金が必要な場合もあるので、一律に高いとは言えないと個人的には思ったんですけど。いかがでしょうか。

委員：

料理は材料費がかかたりしますが。それにしても何かを習うので、それだけの経費を主催者に払って良いものかどうか。個人的な営利に入っているのではないかと思うのですが。

副委員長：

公民館のサークルではないですが、10人くらいのメンバーで俳句の勉強を行ったことがあります。自分たちで先生を選んで遠方から来られる講師の方に交通費をお支払いすることがございました。そうすると1回につき1000円は集めていましたが、自分たちでそういう先生をお呼びしている場合、一概に高いとか低いとかは言い切れないという気がします。もう少し具体的に高いところをおっしゃっていただけませんか。

委員：

各サークルさんは公民館に会計報告をされていると思います。これを見せていただける

とはっきりわかると思いますが。

高山館長：

会計報告というのはいただいております。

委員：

各サークルが3月あたりに会計報告を出していませんか。

高山館長：

こうほう佐倉に載せる場合には、会計報告を出していただいておりますが、会計報告はいただいております。

猪股館長：

改めて全館を代表して申し上げますが、公民館としては会計報告をいただいております。たとえばこうほう佐倉の瓦版に掲載する場合には会計報告の提出が求められますが、これは広報課から提出を求めているものでございます。

委員：

ということは、私のサークルは毎年会員募集をこうほうに載せているので、収支報告をしていたということですね。

慶田委員長：

各公民館6館全て、収支決算はいただいているということですが、サークルとして必要に応じて会費を集められていると思います。お金を集めている所は会計担当者を決めて講師代いくら、遠方から呼ぶ場合は交通費いくらということでやっていると思いますが。

委員：

たとえばサークルの中心者が、講師に高額なお金を支払うのは営利目的ではないのですか。

委員長：

各サークルさんの考えでおやりになっていきますので、それを第三者の人が一概に高い低いとかは言えないのではないかと思います。

その他にご意見はございますか。

委員：

7月1日に有料化になったということですので、貸与基準の見直しが必要かなと思います。前回の改正から22年経過していますので、先ほどのNPOをどうするかや、国や文部科学省からも色々な通達等がおそらく出ているかと思います。それらを踏まえると、見直しはしていただければよろしいかと思います。

ご質問ですが、表の真ん中より下の政治・政党関連、国会等の報告会で開催する場合には提供することができる。これは無料ですね。これが今回では、佐倉市の条例では別表3。その下で講演会の活動等の集会は有料で提供するとなっておりますが、これは別表の4ですね。そのように解釈してよろしいでしょうか。

猪股館長：

おっしゃるとおりです。提供することができるのとあるのは、当時は無料でしたが、今回は有料になりましたので、有料のところは2倍となっております。例えば次の「励ます会」は、2倍となっております。以上です。

委員：

7月に有料化が施行されて貸与基準の文言と現況が違っていますので、だれがみても分かるように整理することが必要なと。

また、市の財政もそれほど豊かではない中で、昔からスポーツ施設はきちんと有料化していて、文化施設では音楽ホールが有料化されていると思います。公民館の有料化は長年の課題できちっと整理されて、よくやられたなと思っております。これからは貸館機能も大切ですので、貸与基準をきちんと決めて、「貸す」「貸さない」を明確にしておくことが必要であると思います。

委員長：

その他に何か貸与基準についてご意見があればお願いします。

猪股館長：

今の話に関してでございますが、平成8年度の基準で何が問題なのかと言いますと、公民館は団体利用が前提です。しかしながら、団体は何人からが団体なのか貸与基準には規定されておりません。他市の状況だと2人以上だったり3人以上だったりします。5人以上だったり10人以上もあります。こういった公民館利用団体の定義も全くされておりません。また、営利というと有限会社・株式会社を皆さん考えられると思いますが、今は、この頃にはなかった、株式会社が地域貢献をしております。そう言ったものにも対応しておりません。NPO法人も想定しておりませんし、フリーマーケットという概念も当時の規定には定義されておりませんので、日々利用者からのご相談があった際に、この平成8年度の貸与基準では対応できなくなってきております。

ですので、委員の皆様からは様々なご意見をいただきまして、活発な公民館の活用と運営につなげていければと思います。

先ほど中間報告で各館の事業説明がございましたが、市民の皆様も色々と活動を行っております。その活動の場を提供するという、公民館を貸し出す事業が公民館事業のうち最大の事業であるといってもいいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長：

ありがとうございました。他にご質問がなければ、貸与基準につきまして、次回の会議で事務局の方から改めて資料を出していただければと思います。また、その資料にもとづいて委員の方でも話し合いをすすめていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

5 その他

- ・第70回千葉県公民館研究大会について

委員長：

それでは「その他」に移ります。事務局から、説明をお願いします。

室岡主査：

その他といたしまして、第70回千葉県公民館研究大会についてご説明をさせていただきます。

来月11月14日に、千葉県公民館研究大会が、船橋市で開催されますが、今回7名の委員さんにご参加をいただきます。

出席される委員さんには本日、再度大会の開催要項をお配りしておりますが、その一番最後に参加者名簿がございますので、ご自分の参加される分科会、昼食希望、交通手段についてご確認をいただきたいと思えます。

なお、当日、電車で現地に直接向かわれる方は、市民文化ホールの入口に地区ごとの受付がありますので、各自で受付をお済ませになり、会場におはいりください。

中央公民館からワゴン車の乗り合わせで向かわれる方は、7時50分に中央公民館にお集まりください。8時出発になります。

説明は以上です。

委員長：

その他に皆様から何かございますか。

無いようですので、以上で本日の会議を終了いたします。